

第21回議会改革検討特別委員会

日時：平成30年3月15日（木）午前10時41分～

場所：市議会委員会室

◎ 今回の委員会では、議会基本条例制定に向け、今後の進め方について協議を行った。

【制定に向けての検討事項】

県内9市（つがる市を除く）の比較及び状況の確認を行った。

基本条例の骨子（事務局説明）について説明が行われた。

第1章 総則

第2章 議会及び議員の活動原則

第3章 市民と議会との関係

第4章 行政と議会との関係

第5章 議会運営

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

第7章 条例の見直し

まとめ

上記の各章ごとに制定される条例については、すでに実施されている条文もあるが、第1章から順に協議していくこととした。

また、次に掲げる事項について、盛り込むかどうかについても協議していく。

① 議員間の自由な討議

通常委員会等では最終的な賛否を諮るが、その前に自由討議を行い議論を深める。

② 議会報告会の開催・市民への報告及び意見交換等の実施

③ 議員の賛否の表明の公表

④ 議員の質問等に対する市長等への反問権の付与

⑤ その他

※ 以上について、次回より内容の協議を行っていくこととしている。